

安城市障害者福祉計画の策定にあたり



本市におきましては、社会全体が障害のある人とその障害特性について理解を深め（わかりあい）、障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で普通の暮らしができるように必要な支援や配慮を行いながら（ささえあう）、共に暮らせる社会の実現（みんな しあわせ 安城市）を目指して、平成 26 年度までを計画期間とする「第 3 次安城市障害者福祉計画」と「第 3 期安城市障害福祉計画」を策定し、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進してまいりました。

これらの計画策定時以降、障害者基本法、障害者総合支援法などの法制度の改正や障害者権利条約の批准により、「放課後等デイサービス事業」の創設など障害福祉サービスの拡充が図られ、障害者を取り巻く環境は、制度的にも量的にも大きく変化しております。

こうした中、本市では、障害者権利条約で掲げているインクルージョンの理念を踏まえ、本計画を実現するための推進テーマ「自立とささえあい ともに暮らせるまちづくり」を掲げるとともに、4 つの重点施策、7 つの分野別計画を具体的に決めました。

なお、今回は平成 27 年度からの 6 年間ににおける障害者施策の進むべき方向性を示す第 4 次安城市障害者計画と、平成 29 年度までの障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めた第 4 期安城市障害福祉計画を一冊にまとめ、安城市障害者福祉計画として策定しています。

かつて日本デンマークと言われた本市は、明治用水の開削から現在に至るまで、進取の気風と助け合いによりこの地域を発展させてまいりました。地域福祉の分野においても、地区社会福祉協議会や町内福祉委員会が設立され、それぞれの地域の特性に応じた見守り活動を行うなどの先進的な取り組みにより、地域福祉の向上に努めてまいりました。今後とも、障害者福祉の分野において、本計画にそって、本市の特性・強みを活かしながら、より一層の充実に向けて推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました安城市障害者福祉計画策定委員会や自立支援協議会、関係団体等懇話会の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどによりご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

安城市長

神谷 学